

議案第 4 号

我孫子市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

効率的な組織運営及び持続可能な行財政運営のため、執行体制を整備するとともに、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市行政組織条例の一部を改正する条例

我孫子市行政組織条例（昭和48年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>（設置）</u> 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 (1) <u>企画総務部</u> (2) <u>財政部</u> (3) <u>市民生活部</u> (4) <u>健康福祉部</u> (5) <u>子ども部</u> (6) <u>環境経済部</u> (7) <u>建設部</u> (8) <u>都市部</u> （事務分掌） 第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。 (1) <u>企画総務部</u> <u>ア 総合的企画及び調整に関すること。</u> <u>イ</u> 略 <u>ウ</u> 略 <u>エ</u> 略 <u>オ</u> 略	<u>（設置）</u> 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 <u>総務部</u> <u>企画財政部</u> <u>市民生活部</u> <u>健康福祉部</u> <u>子ども部</u> <u>環境経済部</u> <u>建設部</u> <u>都市部</u> （事務分掌） 第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。 (1) <u>総務部</u> <u>ア</u> 略 <u>イ</u> 略 <u>ウ</u> 略 <u>エ</u> 略

<u>カ</u> 略 <u>キ</u> 略 <u>ク</u> 略 <u>ケ</u> 略 <u>コ</u> 略 <u>サ</u> 略 <u>シ</u> 略 ス及びセ 略 (2) <u>財政部</u> <u>ア</u> 略 <u>イ</u> 略 <u>ウ</u> <u>公有財産及び契約に関する</u> <u>こと。</u> (3)から(8)まで 略	<u>オ</u> 略 <u>カ</u> 略 <u>キ</u> 略 <u>ク</u> 略 <u>ケ</u> 略 <u>コ</u> 略 <u>サ</u> 略 <u>シ</u> <u>公有財産及び契約に関する</u> <u>こと。</u> ス及びセ 略 (2) <u>企画財政部</u> <u>ア</u> <u>総合的企画及び調整に関する</u> <u>こと。</u> <u>イ</u> 略 <u>ウ</u> 略 (3)から(8)まで 略
---	--

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。